

<各種補助金「遅延理由書」の添付について>

各種補助金(特定健診を除く)の請求は、当該年度に実施したものを当該年度中に請求するものとしているため、4月以降に「前年度実施分」をご提出いただく場合は、「遅延理由書」の添付が必要となります。

ただし、「3月実施分」に関しては、翌月4月30日(土・日・祝日の場合は前営業日)までにご提出(組合必着)いただければ、「遅延理由書」の添付は不要です。

なお、遅延理由書は事業主印が必須となりますので、押印忘れにご注意ください。

※KOSMO Web による申請の場合も押印したものを PDF 化して添付してください。

<遅延理由書提出要否パターン例>

